

○銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充
 実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社

改正案	現行
<p>銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第五条第七項、第十条第二項第一号、第十七条第六項及び第二十二條第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社は、次の各号に掲げる銀行持株会社とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 中央三井トラスト・ホールディングス株式会社</p>	<p>銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第五条第七項、第十条第二項第一号、第十七条第三項及び第二十二條第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社は、次の各号に掲げる銀行持株会社とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 三井トラスト・ホールディングス株式会社</p>